今すぐ透かしを削除する

軽減税率制度は全従業員の理解が必要

軽減税率制度導入により、現場でのお客様対応を含め大きな混乱が生じる可能性があります。事前に、従業員教育を含めた準備をしましょう。また、これを契機に社内体制もしっかりと整えましょう。

消費税率10%への引上げと軽減税率制度導入への対応方法を確認し、朝礼などで共有しましょう

プライスカードやPOP告知だけでなく、「判断に困りそうな場面」や「よく質問されそうな内容」への対応の方法も確認しましょう。携帯できる想定問答集（Q&A）を作ったり、朝礼で練習するなど、全員が間違いのない説明ができるようにトレーニングを実施しましょう

店頭（現場）	商品の税率把握 店頭販促物（POP）の税率表示、レジ対応
仕入れ担当	仕入れの際の税率の把握、 卸業者との受発注システムの基準統一
商品企画	持ち帰りや組合せ商品の開発
経理担当	伝票での税率の確認・区分記載請求書等への対応
経営陣	研修やトレーニングの計画・実施

経理処理について社内へ周知徹底

軽減税率制度導入後は8%と10%の税率が存在します。加えて経過措置の適用を受ける8%、及び消費税率8%への引上げ時において経過措置の適用を受けた5%などの取引も行われている可能性があり、経理処理はかなり複雑になることが予想されます。

現場に混乱を生じさせないよう、制度をよく理解して社内に周知徹底し、社内ルールの整備や伝票の整理などを心がけましょう。特に次の3つのポイントが重要となります。

- 社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員へ周知徹底する
  （例：売上は出荷基準なのか、引渡基準なのか、検収基準なのか）
- 適用税率について、事前に取引先との間で確認する
  （例：経過措置／軽減税率が適用されるのかどうか、事前に取引先に問い合わせる）
- 契約書などの書類の整備、および適用税率と税額を明記した請求書等を作成する
  （例：単に「税込」だけでなく税率と税額を明記）

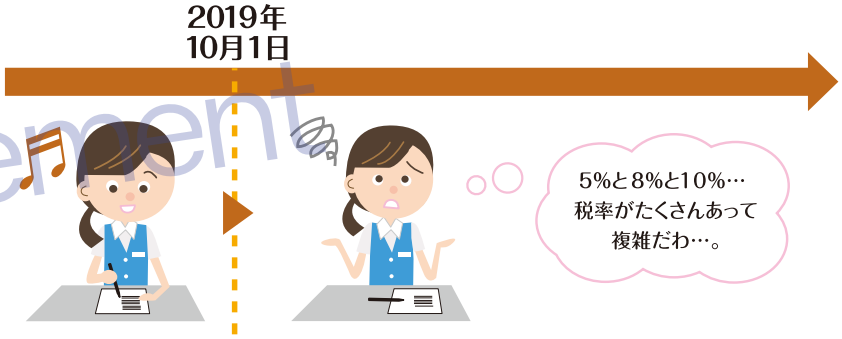

軽減税率に関連した宣伝や広告

事業者は消費税転嫁対策特別措置法（P.39参照）により、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されています。軽減税率に関連した次のような宣伝や広告はしてはいけません。

飲食店

消費税は、テイクアウトと同じ8%に値引きしますよ。

消費者に消費税の負担が軽減されているかのような誤認を与える表示は禁止されています。

食品スーパー

当店はお酒も消費税率8%に据え置いています。

消費者に消費税を転嫁していないかのような誤認を与える表示は禁止されてます。

pdfelement

国の支援策（補助金）

軽減税率制度への対応を支援する補助制度

国は、中小企業・小規模事業者の軽減税率制度への対応を支援するため、複数税率に対応したレジや受発注システム等の導入・改修を支援する「軽減税率対策補助金」や、需要の平準化を図る「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施していますので、概要をご紹介します。申請方法等の詳細は、各補助金の公式ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

●軽減税率対策補助金（レジ補助金）

複数税率に対応したレジや受発注システム・請求書管理システムの導入・改修にあたって、経費の一部を支援する補助金で、3つの申請型があります。

A型　複数税率対応レジの導入支援

補助対象：複数税率に対応したレジ（タブレット等を利用したレジ・レシートプリンタ・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー等も含む）
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表
補助率：3/4（3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5、タブレット等は1/2）
補助上限額：レジ1台あたり20万円（商品マスタの設定が必要な場合は40万円）
複数台申請する場合は1事業者あたり200万円

B型　受発注システムの改修等支援

補助対象：複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替
補助率：3/4（補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品では、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じる）
補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合　1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合　150万円
発注システム・受注システム両方の場合　1,000万円

C型　請求書管理システムの改修等支援

補助対象：複数税率に対応するために必要となる「区分記載請求書等保存方式」に対応した請求書管理システムの改修・導入
補助率：3/4（プリンタ・パソコン等の汎用端末は1/2。補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは、購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じる）
補助上限額：1事業者あたり150万円、ハードウェアの導入は1事業者あたり10万円
※ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合（C-3型）については1台あたり20万円。また、C-3型では商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合、更に1台あたり20万円。

●キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス決済を導入する中小企業・小規模事業者に対して、国が決済手数料や決済端末導入代金を補助する制度です。また、本事業に参加した中小企業・小規模事業者においてキャッシュレス決済を行った消費者に対するポイント還元も行われます。

決済手数料の補助

対象となるキャッシュレス決済事業者を利用する中小企業・小規模事業者（フランチャイズ等は対象外）に対し、補助事業期間内の決済手数料を3.25%以下に引き下げるとともに、その1/3を国が補助。

決済端末導入の補助

対象となるキャッシュレス決済事業者が提供する決済端末を導入する中小企業・小規模事業者（フランチャイズ等は対象外）に対し、端末導入費用をゼロとする。

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際ご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

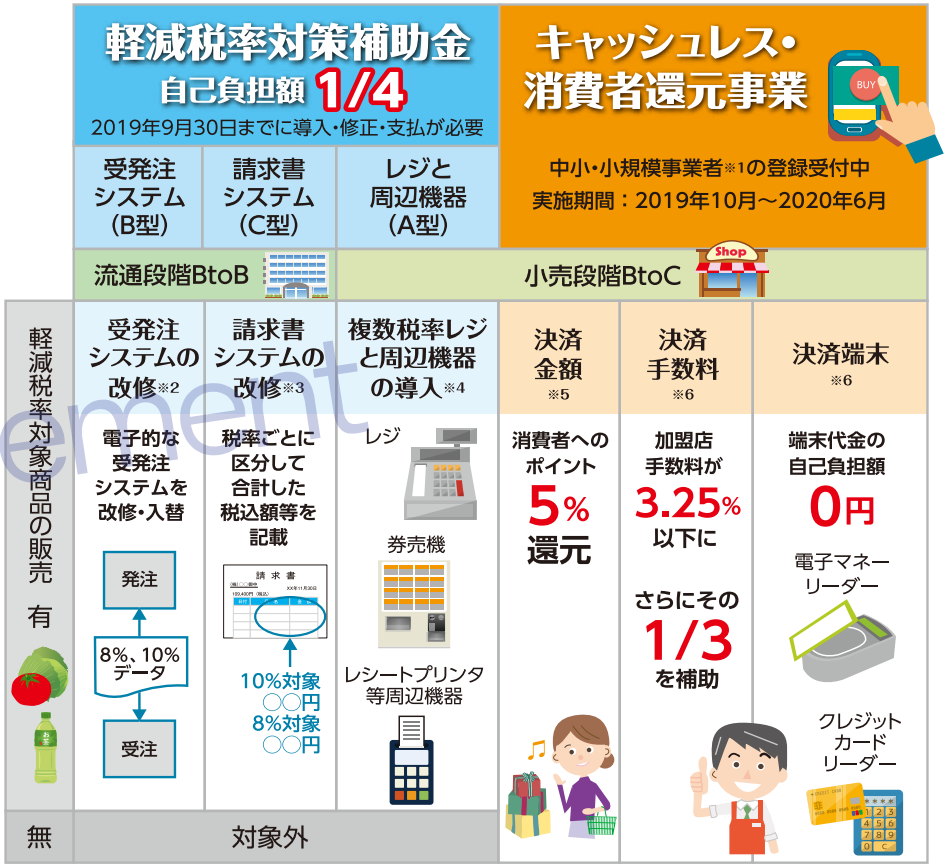

※1　原則として中小企業基本法上の中小企業で、課税所得が15億円以内である事業者が対象
※2　補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
※3　補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
※4　3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円
（別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり）
※5　中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。
自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
※6　本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる（フランチャイズ等の事業者は対象外）

お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局　☎0120-398-111　https://kzt-hojo.jp/
キャッシュレスポイント還元窓口　☎0570-000-655　https://cashless.go.jp/

STEP 3 国の支援策（税額計算の特例）

今すぐ透かしを削除する

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で３種類、仕入で2種類の税額計算の特例があります。
また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。※詳細については、税務署または税理士にお問い合わせください。

売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができます。

（選択可能期間）

（A）基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から4年間（2023年9月30日まで）
（B）上記以外の事業者：なし

対象者	① 仕入を区分できる卸売・小売事業者 簡易課税制度を適用しない事業者に限る	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が困難な事業者 主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る
軽減税率売上割合の計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上にのみ要する課税仕入（税込） ――――― 卸売業・小売業に係る課税仕入（税込）	〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込） ――――― 通常の連続する10営業日の課税売上（税込）	50 ― 100
考え方	仕入額の軽減税率対象割合を売上に当てはめる	10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計	売上の50%を軽減税率対象と推計

（※）簡易課税制度とは売上に係る消費税額に、業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、簡易的に仕入税額を計算する制度。

仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができます。

（選択可能期間）

（A）基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から1年間（2020年9月30日まで）
（B）上記以外の事業者：なし

対象者	① 売上を区分できる卸売・小売事業者 簡易課税制度を適用しない事業者に限る	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の計算方法	〈小売等軽減売上割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上（税込） ――――― 卸売業・小売業に係る課税売上（税込）	〈簡易課税制度の届出の特例〉 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。 （原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です） （参考）特例を適用する場合の消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能です。
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入に当てはめる	課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能

pdfelement

【設備投資を支援する税制】

上記の税額計算の特例以外にも商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率制度対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

税額計算の特例、その他 税制措置に関する相談窓口

税額計算の特例

国税庁消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
［電話番号］0120-205-553
またはお近くの税務署にお問い合わせください。
税務署の電話番号等は国税庁ホームページから確認できます。
https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm

その他税制措置

日本税理士会連合会
お近くの税理士にお問い合わせください。
税理士の検索は以下から可能です。
https://www.zeirishikensaku.jp/

消費税転嫁の注意点と対策

今すぐ透かしを削除する

消費税の価格転嫁とは?

消費税は製造、卸、小売り等の各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的には消費者が全額負担します。

消費税の転嫁のイメージ（消費税率10%の場合）

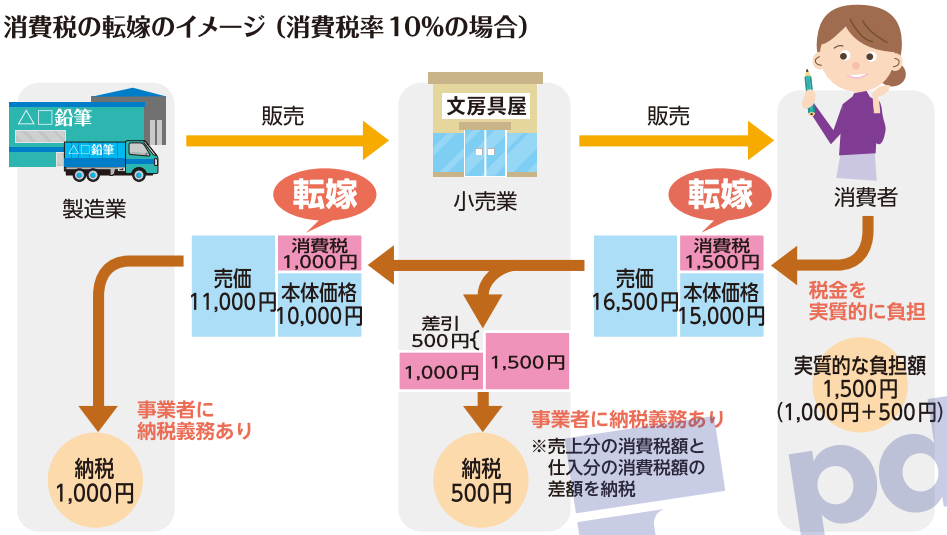

価格転嫁できないと、売上・利益が減少します

例えば、消費税率8%の時の税込売価が20,000円であり、税率が10%に引上げられても消費税分の転嫁ができずに税込売価を20,000円で据置いた場合を考えてみましょう。

消費税率引上げ分を価格転嫁できない場合、下図のように、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額が減少するので、自社の売上や利益の減少を招くことになります。

消費税率8%の場合

売上額（税込）	20,000円
売上額（税抜）	18,519円
消費税額	1,481円

消費税率10%になっても販売価格を据置いた場合

売上額（税込）	価格据置 20,000円
売上額（税抜）	18,182円
消費税額	1,818円

税抜の売上額が337円も減少!

事業全体で売上・利益を確保

消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題ありませんが、消費者の購買意欲の減退で一律に転嫁できない場合には、利益を確保できないケースも想定されます。そのため、「事業全体で適正な利益を確保すること」を目標として、売上を確保するための方策を検討しましょう。

価格の見直しは、「利益の大きい商品は何か?」「値上げしても需要はあるか?」等の観点からメリハリをつけて行うのが効果的です。また、新商品開発を行うことで従来の価格にとらわれない価格設定が可能となります。

消費税率10%に向けた価格見直しイメージ（店内で食事の場合の例）

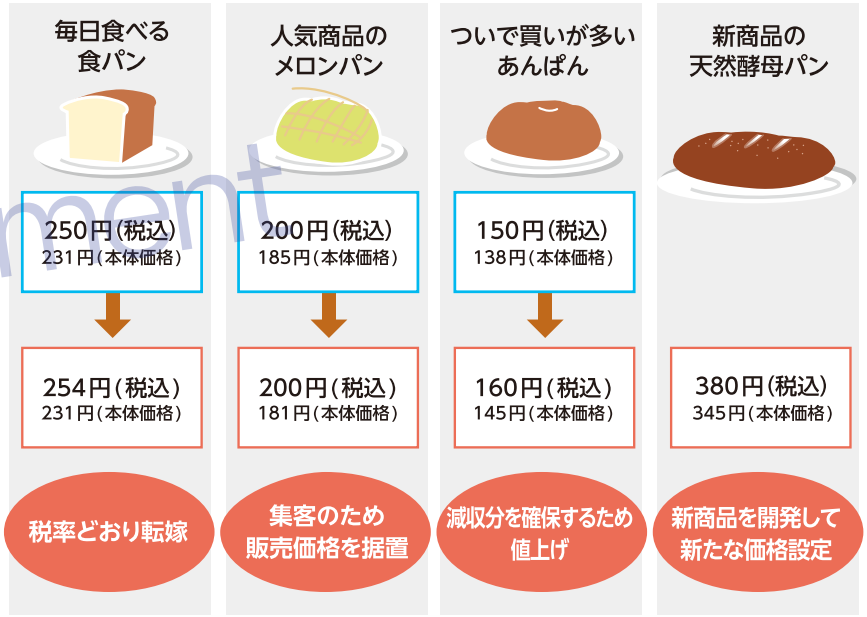

日本は、消費税率引上げ時に一斉に価格転嫁するため、欧州諸国と比較して、駆け込み需要・反動減が大きいと言われています。価格が自由に設定できる新商品や季節商品の販売でバランスを取ることも計画的に検討しましょう。

便乗値上げに関する政府の考え方

一部商品の価格について税率引上げ分以上の価格改定をしていても、『事業全体で適正な転嫁をしている場合には、ある特定の商品・サービスで税率の上昇を上回る値上げをおこなっても、便乗値上げには該当しない』（※）という見解が政府より示されています。

（※）2013年10月「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より。

pdfelement

STEP 4 消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り❶

消費税率の引上げに伴い、納税額の増加が予想されます。資金繰りに注意し、納税資金を確保しましょう。

【消費税率引上げにより納税額が増加します!】

- 消費税率10%への引上げにより、8%時と比べ納税額は1.25倍になります
- 消費税を滞納しないように、資金繰りのより一層の注意が必要です

【消費税の滞納は経営に大きな影響を与えます!】

- 延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます
- 納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります
- 取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります

売上2,000円、仕入1,000円の場合

軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、仕入時と販売時の税率が異なりますので、日々の資金繰りや納税額に特に注意が必要です。

飲食店など8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合

! 消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる。

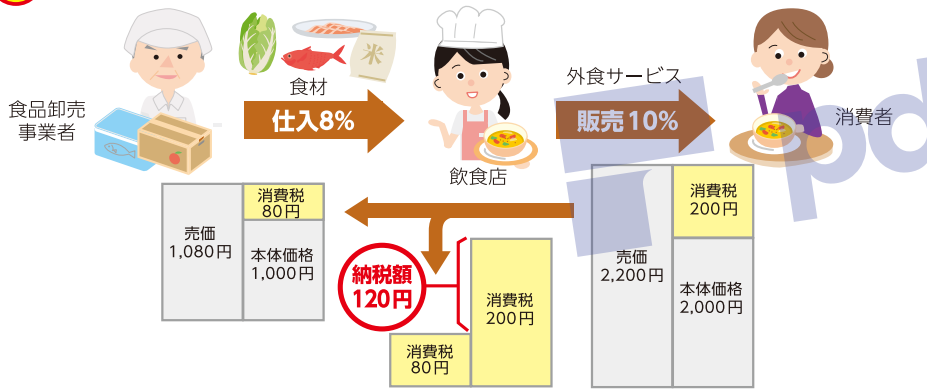

売上2,000円、仕入1,000円の場合

農家など10%で仕入れて8%で販売する事業者の場合

農家などの仕入れについては種苗費、肥料費など、軽減税率の対象品目に該当せず10%(標準税率)に引上げられますが、売上については米、野菜、果物など食料品に該当し、8%(軽減税率)の適用対象となります。これにより、10%引上げ後の消費税の納税額は少なくなりますが、仕入先へ支払う消費税額が増加するため、日々の資金繰りは厳しくなります。

免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払時にすでに消費税を含んだ金額を支払っています。当然、免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。

中間申告制度に注意

消費税率の引上げにより納税額が増加することで、直前の課税期間の確定消費税額の金額によっては、中間申告義務が発生する場合があります。その場合、例年より早い時期に消費税を納税することになるため、資金繰りに注意する必要があります。

中間申告の回数と税額(地方消費税額は含まない)

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超400万円以下	400万円超4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要(※2)	年1回	年3回	年11回
中間納付税額(※1)		直前の課税期間の確定消費税額の1/2	直前の課税期間の確定消費税額の1/4	直前の課税期間の確定消費税額の1/12
1年の合計申告回数	年1回(確定申告1回)	年2回(確定申告1回 中間申告1回)	年4回(確定申告1回 中間申告3回)	年12回(確定申告1回 中間申告11回)

(※1) 前課税期間の実績による中間申告を行っている場合。
(※2) 一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付をすることができる制度(任意の中間申告制度)あり。
(※3) 国税の中間納付税額とあわせて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

今すぐ透かしを削除する
pdfelement

今すぐ透かしを削除する

資金繰りの考え方

「勘定あって銭足らず」という言葉があります。売上や利益が伸びていたとしても、手元に資金がない状態を指した言葉です。この状態が続くと、最悪、黒字倒産にもつながりかねません。原因として、入出金のタイミングが大きく影響しています。

消費税率の引上げにより、仕入れ時などの運転資金の支出が増えるため、特に①のパターン（先払い、後回収）では、資金繰りに注意が必要です。

資金調達はすぐにできるものではありません。消費税率引上げを契機に、資金繰り表を作成し、まずは自社の資金繰りについて把握しましょう。

さらに、資金繰りを良くするために、出金よりも入金を早める工夫をしましょう。

一般的に資金の流れは、

①「先払い、後回収」

②「先回収、後払い」

のいずれかに該当します。

先払い後回収　　先払い後回収

（単位：万円）

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入金	現金売上	400	300	150	150	200	150
	売掛金回収	1,000	800	800	700	800	800
	入金計	1,400	1,100	950	850	1,000	950
出金	買掛金支払		750			600	
	人件費	400	400	400	400	400	400
	地代家賃	100	100	100	100	100	100
	その他経費	200	200	200	200	200	200
	支払利息	10	10	10	10	10	10
	借入金返済	100	100	100	100	100	100
	出金計	810	1,560	810	810	1,410	810
収支合計		590	▲460	140	40	▲410	140
現金残高	前月繰越残高	0	590	130	270	310	▲100
	当月繰越残高	590	130	270	310	▲100	40

資金不足!

上記の表では、8月時点で資金不足になります。その前に、支払のタイミングを遅らせたり、新たに資金調達するなどの対策が求められます。

資金繰り対策

資金繰り表を作成し、自社の資金繰りについて把握できていますか?

月次や日次の資金繰り表を作成し、資金の動きを把握しましょう。資金不足が生じる見込みがある場合は、早めに融資などの対策を検討しましょう。

資金繰りに影響が大きい情報は、社内で共有されていますか?

金額の大きい入出金のタイミングに関する情報は、社内で共有しましょう。情報共有が十分でない場合は、早めに原因を追究し、対策をたてましょう。

回収や支払のタイミングを把握し、条件面の見直しを検討していますか?

資金の回収を早めたり支払を遅らせることができないか検討しましょう。ただし、回収や支払の条件面への交渉は、信用面での影響も考慮してください。

請求漏れ、未回収債権の定期的な確認は行っていますか?

請求漏れや未回収の債権金額と遅延の度合いを把握し、督促をする時期やそのやり方を含め、社内の管理体制を整えましょう。

適正在庫を把握するために、販売計画との連携はとれていますか?

不要な在庫は資金繰りを圧迫します。調達から販売までの期間の短縮や需要予測をできるだけ細かく行い、適正な数量で在庫を持つようにしましょう。

在庫を見直す場合、次の視点に着目しましょう

① 内部管理の不備で二重発注していないか?
② 価格が安いときに過剰に発注しすぎていないか?
③ 陳腐化しているものはないか?
④ 在庫が想定どおり回転しているか?
⑤ 売れない在庫の処分は検討しているか?
⑥ 需要予想の精度を上げる工夫はしているか?

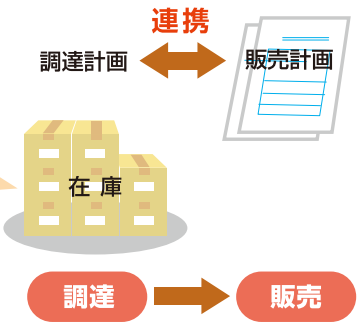

遊休資産（未稼働や不要な機械等）の管理は適正に行われていますか?

稼働していなくても管理維持コストや税金等が発生しています。会社の資産を見直し、未稼働や不要なものは除却もしくは売却することを検討しましょう。

金融機関の担当者と普段からコミュニケーションは取れていますか?

決算状況や今後の経営計画などの情報を共有し、信頼関係を構築しておきましょう。定期的な連絡や報告をすることで、融資の相談を円滑に進めることが期待できます。

pdfelement

消費税転嫁対策特別措置法

今すぐ透かしを削除する

価格転嫁をサポートする4つの特別措置

消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、2013年10月1日から消費税転嫁対策特別措置法が施行され、4つの特別措置が定められています。特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の2021年3月31日までとなっています。

1 (P.40参照) 消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買いたたき等)を禁止！

消費税率引上げ後も、おたくに支払う税込の販売代金は据え置きますよ ×

2 (P.28参照) 消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止！

消費税は転嫁しません ×

消費税率上昇分値引きします ×

消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します ×

3 (P.15参照) 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が可能！

〈外税表示〉

10,000円+税

○ 表示している価格が税込価格であると誤認されないための措置が必要

〈税抜価格の強調表示〉

10,000円 (税込11,000円)

○ 税込価格を明瞭に表示することが必要

4 中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や表示方法の統一(表示カルテル)が可能！

転嫁カルテル

○ 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せしましょう

表示カルテル

○ 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示しましょう

※公正取引委員会への事前の届出が必要

消費税の転嫁拒否等の行為に注意

特定事業者(買い手)が、特定供給事業者(売り手)から受ける商品または役務の提供に関し、消費税の転嫁拒否等の行為をすることは禁止されています。規制の対象となる「特定事業者」と保護の対象となる「特定供給事業者」は、2つの組み合わせで決まります。

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係

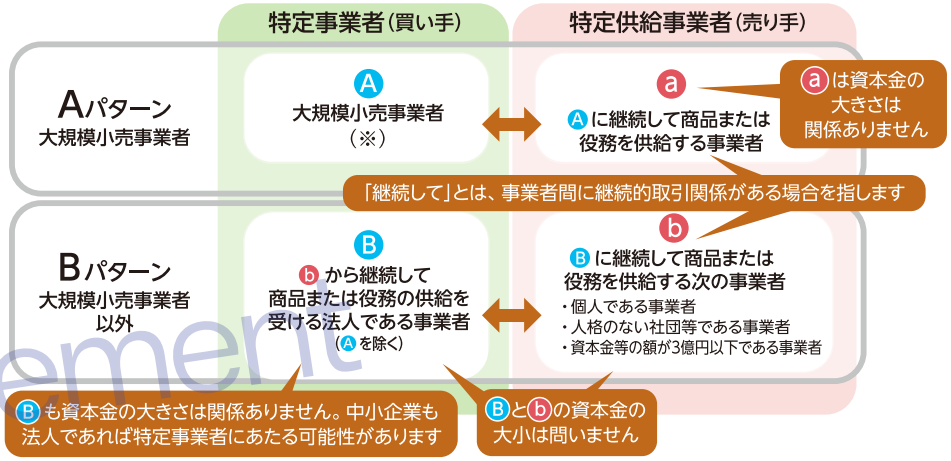

(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者で、前事業年度における売上高が100億円以上である者(もしくは一定規模の店舗面積のある店舗を有する者)をいいます。

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

- 減額または買いたたき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
- 報復行為

10%への引上げに際し、特定供給事業者(売り手)は、特に、「買いたたき」(商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為)に注意しましょう。軽減税率対象商品に便乗して、それ以外の商品についても消費税率8%相当額に据え置くことを要求してくる可能性もあります。

× この商品についても、飲食料品と一緒に買うんだから8%のままにしてよね

勝手な理屈で8%に据え置かれても困りますよ

pdfelement